

## 「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」の概要

預金口座等の取引の停止等の措置（第2章）

預金等に係る債権の消滅手続（第3章）

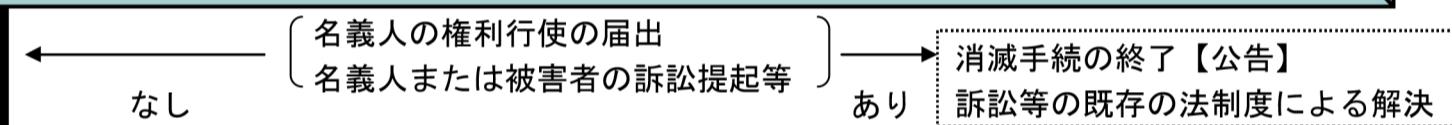
被害回復分配金の支払手續（第4章）

- ・ 捜査機関等からの情報提供などを勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、その預金口座等に係る取引の停止等の措置を実施
- ・ 資金移転目的で利用された疑いがある他の金融機関の預金口座等があると認めるときは、資金移転先の金融機関に対して必要な情報を提供



- ・ 次に掲げる事由などを勘案して犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、預金保険機構に対し、預金等債権の消滅手続の開始に係る公告を求める
  - ① 捜査機関等からその預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があったこと
  - ② ①の情報などにもとづきその預金口座等に係る振込利用犯罪行為による被害の状況について行った調査の結果
  - ③ 金融機関が有する資料により知ることができる当該預金口座等の名義人の住所への連絡その他の方法による当該名義人の所在その他の状況について行った調査の結果
  - ④ 当該預金口座等に係る取引の状況
- ・ 資金移転目的で利用されたと疑うに足りる相当な理由のある他の金融機関の預金口座等があると認めるときは、資金移転先の金融機関に対して所定の事項を通知

### 預金等債権の消滅のための公告【60日以上・預金保険機構ホームページで公告】



- ・ 公告期間満了により預金等債権は消滅（=分配金支払を行う義務が発生）



### 分配金支払のための公告【30日以上・預金保険機構ホームページで公告】

- ・ 被害者からの支払申請受付（支払申請受付は消滅公告段階でも可能）
- ・ 対象犯罪行為による被害を受けたことが疑われる者に対し、分配金の支払手続の実施等について周知するため、必要な情報の提供などを適切に講ずる必要あり

- ・ 公告期間満了後、遅滞なく、支払申請者が分配金支払を受ける者（支払該当者）に該当するか否かを決定
- ・ 支払該当者決定の結果は、「決定書」により支払申請人に送付
- ・ 「決定表」（支払該当者決定を受けた者の氏名等の一覧）を作成し、本店等で支払申請者の閲覧に供する（決定表の写しを支店等で閲覧させることも可能）

- ・ 支払該当者決定後、遅滞なく、支払該当者決定を受けた者に分配金を支払（消滅預金等債権の額が被害総額に足りない場合には、各被害額に応じたプロラタで支払）

- ・ すべての支払を終了した等の場合には支払手続は終了【公告】

### 分配金支払等の後に残余財産がある場合

- ・ 残余財産は預金保険機構に納付

- ・ 一定割合は、分配金支払後等にその預金口座が犯罪利用預金口座等でなかった場合の救済に充てられる
- ・ その余は犯罪被害者の支援のために用いられる